

IT講習会(半年コース)受講生募集

生涯学習課☎内線2062

市は、市内のパソコンボランティア団体の協力のもと、文字入力やワード・エクセルの使い方など、パソコンの基礎技術を身に付けられる講習会を実施しています。今回は、10月から令和9年3月までの受講生を募集します。

■各コースの内容※以下の日程は、一部変更になる場合があります。

コース名	内容	会場	日程	対象(定員)
A	パソコン入門	寺原公民館	第2・4木曜日	パソコン初心者の方(10人)
B	エクセル2024入門	白山公民館	第2・4火曜日	文字入力ができる方(10人)
C	パワーポイント2024入門	永山公民館	第1・3水曜日	パソコンの基本操作・文字入力ができる方(10人)
D	ワード2024入門	とがしら戸頭公民館	第1・3火曜日	文字入力ができる方(10人)

■共通事項

日時 10月～9年3月(各回9:30～11:40)

費用 1万2,000円(全12回分。1・7回目に6,000円ずつ支払い。別途テキスト代)

※途中退会した場合も、返金はできません。

持ち物 筆記用具

申込 以下のいずれかの方法で(重複応募は不可)

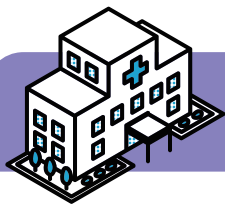
▶郵送：往復はがきの往信裏面に住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、希望コース(アルファベット、第2希望まで)を、返信表面にご自身の宛先を明記し、〒300-1592藤代700生涯学習課「IT講習会」係宛て

▶専用申込フォームから

締切 8月21日(金)※郵送必着。申込フォームは17時まで(多数は抽選。結果は9月上旬までに通知)

◎Windows11のパソコンを使用します。当選者本人以外は受講できません。

専用申込
フォーム



【子宮頸がん・乳がん集団検診】完全予約制で実施

保健センター☎85-6900

8月4日(火)から予約を開始します

◆後期日程(令和9年1・2月)の予約は12月21日(月)から

※各検診は、会場によって実施日・予約受付期間などが異なります。



各予約特設サイト
(各予約受付開始日は、9時からの受け付け)



子宮頸がん集団検診



乳がん集団検診



予約コールセンター
(電話がつながりにくい場合があります)

☎050-3605-8652

(平日9:00～17:00)

※かけ間違いにご注意ください。

① 子宮頸がん検診と乳がん検診同時実施日

※乳がん検診のみの受診はできません。

受付時間：①13:00～13:15、②13:30～13:45

	日程	会場	締切日
9月	7日(月)～9日(水)	藤代公民館	8月20日(木)
	10日(木)・11日(金)	とがしら戸頭公民館	
	14日(月)～16日(水)	福祉交流センター(市役所敷地内)	8月26日(水)
	★17日(木)・18日(金)	ニチガス取手ウェルネスプラザ	9月3日(木)
	24日(木)・25日(金)・28日(月)・★29日(火)・30日(水)		

★の日は託児が可能です。託児を希望する方は、検診予約後に保健センターへ申し込みをしてください。

② 乳がん検診のみ実施日

受付時間：①9:00～9:15(マンモのみ)

②10:00～10:15(マンモのみ)

③13:00～13:15、④14:00～14:15

	日程	会場	締切日
10月	1日(木)・2日(金)	ニチガス取手ウェルネスプラザ	9月10日(木)
	5日(月)	戸頭公民館	
	6日(火)	藤代公民館	
	7日(水)	福祉交流センター(市役所敷地内)	

■子宮頸がん検診

検査内容	対象となる女性 (年齢は令和9年3月31日時点)	自己負担金	
		国保・後期	国保・後期以外
頸部細胞診	20歳以上	500円	1,500円
	21歳(無料クーポン券対象者)	無料	

■乳がん検診

検査内容	対象となる女性 (年齢は9年3月31日時点)	自己負担金	
		国保・後期	国保・後期以外
マンモグラフィ1方向(乳房X線検査)	50歳以上で偶数年齢	500円	1,200円
マンモグラフィ2方向(乳房X線検査)	40・42・44・46・48歳	500円	1,800円
	41歳(無料クーポン券対象者)	無料	
エコー(超音波)	●30～39歳 ●43～69歳の奇数年齢	500円	1,200円

共通事項

- 持ち物：マイナ保険証または資格確認書
- 生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」の提示で自己負担金が無料

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

生活支援課☎内線1312

国が実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決を受け、国は従来の水準と新たな水準との差額に対する、生活保護費の追加給付を決定しました。

対象 現在、生活保護を受給しているかに関わらず、以下のいずれかの要件に該当する世帯

▶平成25年8月から30年9月までの間に生活保護を受給したことがある

▶平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがあり、一定期間入院・入所していた方や、障害者加算や期末一時扶助費が算定されていた方がいる

※現在、生活保護を受給していない世帯は、当時生活保護を受給していた自治体で追加給付を行うため、該当する自治体への申請が必要です。

申請者 現在、生活保護を受給していない、かつ要件に該当する世帯主

※取手市で生活保護を受給している方は、申請不要です。

申請方法 直接：生活支援課※開庁日のみ

郵送：〒302-8585寺田5139生活支援課宛て

締切 令和9年7月31日(土)※郵送必着

◎申請書類や世帯主が亡くなっている場合の申請方法など、詳細はホームページをご確認ください。

⚠️ 注意事項

▶自治体ごとで支給スケジュールが異なります。

▶申請を受け付け次第、順次支給決定を行います。

▶個人情報については、お電話でお答えできません。

▶厚生労働省や自治体から預貯金口座の情報などを窓口以外で確認することはありません。

ホーム
ページ

